

九州ルーテル学院大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学学則第72条第2項の規定に基づき、九州ルーテル学院大学附属図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、図書及びその他の図書館資料（以下「資料」という。）を収集、管理し、及び利用に供することにより九州ルーテル学院大学（以下「本学」という。）における教育研究に資することを目的とする。

(館長)

第3条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

2 館長は、本学の専任教員のうちから学長が指名する。

3 館長は、学長の名を受け、図書館に関する業務を総括する。

(運営委員会)

第4条 図書館の運営に関し必要な事項を審議するため、九州ルーテル学院大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号掲げる委員をもって構成する。

(1) 館長

(2) 教職員のうちから、若干人

3 前項第2号の委員は、教授会の議を経て、学長が委嘱する。

4 第2項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を主宰する。

7 委員会は委員の過半数の出席により、委員会の議事は出席者の過半数により成立する。

8 委員長が特に必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(運営委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じ、教授会に提案するものとする。

(1) 資料の収集及び保管に関する事項

(2) 資料の利用に関する事項

(3) 紀要に関する事項

(4) 図書館及び委員会の予算に関する事項

(5) その他図書館の運営に関し必要な事項

(事務)

第6条 図書館に関する事務は、大学事務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 図書館の利用その他図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。
- 2 九州ルーテル学院大学図書館委員会規程（平成19年11月1日施行）及び図書館閲覧及び
帯出規程（昭和50年4月1日施行）は、廃止する。